

社団法人 和歌山県看護協会細則

第 1 編 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、社団法人和歌山県看護協会定款第 4 7 条に基づき、会務の執行に関し必要な事項を定める。

第 2 編 通 則

第 1 章 会 員

(日本看護協会加入)

第 2 条 正会員は、入会と同時に社団法人日本看護協会会員となるものとする。

(入会の手続き)

第 3 条 正会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて会長に提出するとともに、社団法人日本看護協会への入会についても同様に本会を通じて入会の手続きをしなければならない。

2 総会において社団法人日本看護協会の法人会員として加入が承認されたときは、代表者 1 名を決め入会手続をしなければならない。

3 正会員の入会を受理した場合において、正会員名簿に登録し、会員証を交付するとともに、社団法人日本看護協会会員においても登録し、会員証を交付するものとする。

4 総会で決定された名誉会員に対し、名誉会員名簿に登録し、名誉会員証を交付する。

(退会の手続き)

第 4 条 正会員が退会しようとするときは、会員証を添え会長に申し出るとともに、社団法人日本看護協会への退会についても同様に本会を通じて退会の手続きをしなければならない。

2 正会員の退会を受理したときは、正会員名簿の登録を抹消するとともに、社団法人日本看護協会会員においても登録を抹消しなければならない。

(除名の手続き)

第 5 条 正会員にして定款第 10 条により除名された者は、正会員名簿の登録を抹消し

なければならない。

2 前項によって除名された者は、総会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ再び正会員になることはできない。

(住所の変更)

第6条 正会員がその住所又は就業地を変更したときは、会長に届けなければならない。

(名誉会員)

第7条 名誉会員は、役員になること又は総会の表決に加わることができない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員は定款第9条によって退会したときのほか、次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

(1) 保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれでも資格がなくなったとき。

(2) 定款第10条の規定によって除名されたとき。

第2章 会 費

(会費の額)

第9条 入会金は1万円とする。ただし、和歌山県看護協会継続加入者、再加入者、他の都道府県からの転勤による加入者を除くものとする。

2 会費は1カ年1万5千円とし、そのうち5千円を社団法人日本看護協会会費とし、1万円を社団法人和歌山県看護協会会費とする。

(納付期日)

第10条 会費は1月20日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、新入会員の会費納入期日はこの限りでない。

(納付会費)

第11条 一旦納付した会費は事由のいかんを問わず返還しない。

第3章 役 員

(役員)

第12条 定款第11条第2項に定める地区理事は、伊都地区支部より1人、那賀地区支部より1人、和歌山地区支部より1人、海南・海草地区支部より1人、有田地区支

部より1人、日高地区支部より1人、田辺地区支部より1人、新宮・串本地区支部より1人とする。

(任期)

第13条 役員の任期は、選挙された通常総会の終了の日の翌日から始まり、2年後の通常総会の終了の日までとする。

(職務)

第14条 会長は会を代表し、会の会務を統理し、理事会の議を経てすべての常任委員、特別委員を任命する。ただし、推薦委員、職能委員を除く。

2 職能理事は職能委員長となる。

第 4 章 選 挙

(役員、推薦委員及び職能委員選挙)

第15条 役員（専務理事及び常任理事を除く。）、推薦委員及び職能委員の候補者は、推薦委員会が推薦し、総会において出席会員が選挙する。

2 候補者の推薦は、同一職について定数以上を推薦しなければならない。

3 役員（専務理事及び常任理事を除く。）、推薦委員及び職能委員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、会長に総会2ヶ月前に届け出なければならない。

4 会長は役員、推薦委員及び職能委員の候補者の推薦名簿と立候補者名を総会1ヶ月前に会員に発表しなければならない。

(役員の改選)

第16条 役員の改選は、理事のうち会長、第一副会長、専務理事、書記長、地区理事3人（和歌山地区で1人、海南・海草地区で1人、新宮・串本地区で1人）、助産師職能理事、看護師職能理事、監事1人を奇数年次（西暦）に、第二副会長、常任理事、地区理事5人（伊都地区で1人、那賀地区で1人、有田地区で1人、日高地区で1人、田辺地区で1人）、保健師職能理事、全区理事、監事2人を偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

2 理事が異動その他の理由により欠員が生じたときは、定款第11条第3項の規定にかかわらず、会長が理事会の議を経て正会員の中から選任することができる。

(職能委員の改選)

第17条 職能委員は、半数を偶数年次（西暦）に、残り半数は奇数年次（西暦）に改選する。ただし、再選は妨げない。

（選挙規定）

第18条 選挙に関する規定は別にこれを定める。

（候補者の推薦）

第19条 投票開始前に、推薦委員会は確定した候補者を発表する。

2 前項のほか、出席正会員は議場において候補者（専務理事及び常任理事を除く。）を推薦することができる。ただし、本人の承諾を得なければならない。

3 専務理事及び常任理事は理事会の推薦により総会において選挙する。

（投票時間）

第20条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

（投票形成）

第21条 投票は単記無記名でこれを行う。ただし、推薦委員及び職能委員については連記無記名とする。

（選挙の成立）

第22条 投票されたもののうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

（当選）

第23条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。なお得票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

（社団法人日本看護協会代議員）

第24条 社団法人日本看護協会定款及び細則の定めるところにより、正会員の中から代議員を通常総会において選出する。

2 前項の代議員は、会長、副会長、職能担当理事を含め正会員の中から推薦委員会が推薦するものとする。

第 5 章 総 会

（開催）

第25条 通常総会は年度終了後3ヶ月以内に開催する。

（議決）

第26条 法律又は定款に定めるもののほか、次に掲げる事項は総会における議決を経

なければならない。

- (1) 予算に関する事項
- (2) 決算の承認に関する事項
- (3) その他理事会で総会の議決を要すると定めた事項
- (4) 総会において出席正会員から発議された動議とした事項
- (5) 選挙
(議長団)

第27条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は3人とし、互選により議長を定め、議長交替はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。
- 3 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

第6章 理事会

(任務)

第28条 理事会は定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 会の処理に関する事項
- (2) 前号により処理した会務の通常総会報告に関する事項
- (3) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
- (4) 会長の委嘱する委員の承認に関する事項
- (5) 必要がある場合の特別委員会の設置に関する事項

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。

(常務理事会の開催)

第29条 常務理事会は、会長が招集し、毎年6回以上開催する。

2 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(常務理事会の議事録)

第30条 常務理事会の議事録については、定款第34条の規定を準用する。

2 常務理事会の議決事項は、理事会に報告する。

第7章 職能委員会

(構成)

第31条 保健師職能委員会は保健師で、助産師職能委員会は助産師で、看護師職能委員会は看護師及び准看護師で構成する。

2 職能委員会は、それぞれ委員長（職能理事）及び委員をもって構成するものとし、保健師職能委員にあつては7人以内、助産師職能委員にあつては6人以内、看護師職能委員にあつては8人以内とする。この場合において、看護師職能委員にあつては2人以上が准看護師でなければならない。

（会合）

第32条 職能委員会は定例会合を行う。

（任期）

第33条 委員の任期は選挙された総会の終了後より2年とする。ただし、引き続き就任する場合は、6年目の通常総会の終了日を超えて就任することができない。

（委員長の任務）

第34条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は社団法人日本看護協会の開催する全国職能委員長会に出席するものとする。

3 委員長はじめ正会員は社団法人日本看護協会の開催する全国職能集會に出席するものとする。

（小委員会）

第35条 職能委員会は、必要に応じ会長の承認を得て小委員会を設けることができる。

（職能別集會）

第36条 職能委員会は、毎年1回職能別集會を開催することができる。

2 委員長は、職能別集會の長となり、委員はこの会の運営にあたる。

第 8 章 委 員 会

（会合）

第37条 常任委員会は定例会合を行う。

（常任委員会の任務）

第38条 常任委員会はそれぞれ次の各号に掲げる専門事項に関する調査、企画等会長の諮問事項を審議する。

（1）社会経済福祉委員会は社会経済福祉に関する事項に預かる。

- (2) 教育委員会は教育に関する事項に預かる。
- (3) 広報委員会は会報「黒潮」の発行等広報に関する事項に預かる。
- (4) 準備委員会は総会の準備及び実施に関する事項に預かる。
- (5) 推薦委員会は役員、推薦委員及び職能委員の改選に際しその候補者に関する事項を司る。
- (6) 業務委員会は看護業務及び制度に関する事項に預かる。
- (7) 看護研究学会委員会は看護研究学会に関する事項に預かる。

(構成)

第39条 常任委員会は委員5人、ただし、教育委員13人、推薦委員6人、広報委員6人、看護研究学会委員6人をもって構成し、そのうち1人を委員長とする。

2 委員長は委員の互選による。

(任期)

第40条 委員の任期は2年とする。委員のうち半数は偶数年次（西暦）に、残りの半数は奇数年次（西暦）に交替し再任できる。ただし、推薦委員は引き続き再任することができない。

(委員長の任務)

第41条 委員長は委員会を招集しその議長となる。

(表決)

第42条 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(記録)

第43条 議決の事項は記録しておかなければならない。

(特別委員会)

第44条 特別委員会は常任委員会に準じるものとする。

2 特別委員会は任務が終了したときに解散する。

第9章 地区支部

(名称及び区域)

第45条 会員の業務の改善及び会員との連絡調整を図るため、地区支部を設ける。

第46条 地区支部の区域範囲は次の通りとする。

- (1) 伊都地区支部（橋本市及び伊都郡一円）
 - (2) 那賀地区支部（那賀郡一円）
 - (3) 和歌山地区支部（和歌山市）
 - (4) 海南・海草地区支部（海南市及び海草郡一円）
 - (5) 有田地区支部（有田市及び有田郡一円）
 - (6) 日高地区支部（御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町）
 - (7) 田辺地区支部（田辺市、白浜町、上富田町、日置川町、すさみ町、みなべ町）
 - (8) 新宮・串本地区支部（新宮市、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町、熊野川町、北山村）
- （地区支部役員）

第47条 地区支部に次の役員を置く。

- (1) 地区支部長 1人
- (2) 地区副支部長 1人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計係 1人
- (5) 幹事 若干人（置くことができる。）
- (6) 監事 2人

- 2 前項第2号の地区副支部長は、必要に応じ理事会の承認を得て2人置くことができる。
- 3 前項第1号から第5号までの地区役員は、役員会を構成し地区支部の運営を司る。
- 4 監事は役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。
- 5 前各項の規定によるもののほか、会務の処理に必要な事項は本会の細則を準用する。ただし、細則に定めるもののほか、その必要がある場合は本会の趣旨に則り地区支部総会において決し、本会理事会の承認を受けてこれを定める。

第3編 会計及び執行機関

（会計区分）

第48条 本会の会計は独立会計とする。

（給与等）

第49条 給料、諸手当、旅費等に関しては理事会の承認を経て会長がこれを定める。

(役員の仕事引継)

第50条 役員の変更があつた場合においては、前任者は、任期満了の日から15日以内にその担任する仕事を後任者に引き継がなければならない。この場合において、前任の役員は、会計書類、記録書類その他の物件を調製しなければならない。

(事務局)

第51条 本会の事業を処理するため事務局、ナースセンター部及び訪問看護ステーション部を置く。

2 事務局、ナースセンター部及び訪問看護ステーション部の任務その他必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第 4 編 細 則 の 変 更

(細則の変更)

第52条 この細則の変更は理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成5年度総会終了の日(平成5年6月19日)から施行する。
- 2 平成5年度通常総会での細則施行前に選出された役員、職能委員及び推薦委員の職にある者は、施行後の細則の規定に基づき総会において、それぞれ役員、職能委員及び推薦委員に選挙されたものとみなす。
- 3 前項の役員のうち、この細則により偶数年次(西暦)に選挙される役員は、定款第13条にかかわらず任期1年とする。
- 4 第9条第1項の入会金及び第2項の会費の額は平成6年度分から適用する。

附 則

この細則は、和歌山県看護協会定款変更許可の日(平成6年8月23日)から施行する。ただし、第16条の変更は、平成6年度通常総会の日(平成6年6月11日)から施行し、平成6年度役員改選から適用する。

附 則

この細則は、平成8年度総会終了の日(平成8年6月1日)から施行する。

附 則

この細則は、平成9年度総会終了の日（平成9年5月31日）から施行する。

附 則

この細則は、平成11年度総会終了の日（平成11年6月5日）から施行する。

附 則

この細則は、和歌山県看護協会定款変更許可の日（平成12年8月22日）から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、和歌山県看護協会定款変更許可の日（平成14年9月30日）から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成14年6月15日から適用する。
- 2 改正後の第31条第2項に定める構成数の委員は、同項の規定にかかわらず、平成15年度通常総会の終了の日までの間は、助産師職能委員会の委員については7人、看護師職能委員会の委員については9人（そのうち1人を准看護師）とする。

附 則

この細則は、和歌山県看護協会定款変更許可の日（平成15年8月18日）から施行する。

附 則

この細則は、平成16年度会費から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月26日から施行する。

目 次

第 1 編	総 則	1
第 2 編	通 則	1
第 1 章	会 員	1
第 2 章	会 費	2
第 3 章	役 員	2
第 4 章	選 挙	3
第 5 章	会 議	5
第 6 章	職 能 委 員 会	6
第 7 章	委 員 会	7
第 8 章	地 区 支 部	8
第 3 編	会 計 及 び 執 行 機 関	9
第 4 編	細 則 の 変 更	9
附	則	10